

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十九条 指定知的障害児施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定知的障害児施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、施設給付決定保護者の同意を得て代わりに行わなければならない。

3 指定知的障害児施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十条 指定知的障害児施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定知的障害児施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定知的障害児施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 |
|------------------------|-------------------------|

障害児が通学する学校における健康診断

3 指定知的障害児施設は、第一項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4 指定知的障害児施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十一条 指定知的障害児施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る施設給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害児施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第三十二条 指定知的障害児施設は、指定施設支援を受けている障害児に係る施設給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第三十三条 指定知的障害児施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定知的障害児施設の管理上支障がない場合は、当該指定知的障害児施設の他の職務に従事させ、又は当該指定知的障害児施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(管理者の責務)

第三十四条 指定知的障害児施設の管理者は、当該指定知的障害児施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定知的障害児施設の管理者は、当該指定知的障害児施設の従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十五条 指定知的障害児施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 指定施設支援の内容並びに施設給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十六条 指定知的障害児施設は、障害児に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定知的障害児施設は、当該指定知的障害児施設の従業者によつて指定施設支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定知的障害児施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十七条 指定知的障害児施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十八条 指定知的障害児施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定知的障害児施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十九条 指定知的障害児施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定知的障害児施設は、当該指定知的障害児施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定知的障害児施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第四十条 指定知的障害児施設(指定第一種自閉症児施設を除く。次項において同じ。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定知的障害児施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第四十一条 指定知的障害児施設は、当該指定知的障害児施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。